


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成 24年 9月 18日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
滋賀・びわ湖クレジット創造プロジェクト「木下カンセーと油藤商事共同によるバイオディーゼル(B100)代替事業」			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社木下カンセー(カブシキガイシャキノシタカンセー)		
住所	京都府宇治市広野町西裏 100-67		
代表者氏名	木下 昌秀	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	阿江 暁	担当者 所属部署・役職	執行役員営業本部長 (大津営業所)
担当者 E-mail	ae@kansei.co.jp	担当者電話番号	077-543-2663
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社木下カンセー		
プロジェクト参加者名	油藤商事株式会社、株式会社江洲石油、株式会社e-プランニング		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	株式会社e-プランニング(カブシキガイシャイープランニング)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社日本スマートエナジー		
検証機関名	株式会社日本スマートエナジー		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0196
プロジェクト登録日	2012 年 2 月 28 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>(株)木下カンセーは、CO₂ 削減対策として、営業車両であるゴミ収集車(塵芥車)の化石燃料(軽油)をバイオディーゼル燃料(B100)に代替えをするプロジェクトを実施した。尚、本プロジェクトから発行されるクレジットは、廃食用油回収先である大型商業施設にオフセット活用してもらうことで、エネルギーの地産地消を目指している。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1: 廃食用油は、国内で発生した植物性の廃食油であり、PJ 実施前には、エネルギー利用されていない。</p> <p>条件2: バイオディーゼル燃料(BDF)の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。</p> <p>条件3: 精製される BDF により代替された車両の燃料は、軽油である。</p> <p>条件4: 本 PJ で使用する BDF は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会モニタリング規格を満たしている。</p> <p>条件5: 対象車両は、道路交通法に規定される公道を走る車両であり、要件を満たしている。また、PJ 対象車両は特定可能であり、車検を取得している。</p> <p>条件6 については、適用外。</p> <p>上記のように、適格性1～5までのすべての条件を満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連する法令はすべて順守している。該当法令は以下。</p> <p>(道路運送車両法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法)</p> <p>【採用技術】</p> <p>BDF 精製機器 2 台(エルフ A3 型)を用いて廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製している。廃油回収車両は、1.5 トン車 2 台である。また、本 PJ の対象車両(塵芥車)は、4 台であり、いずれも軽油使用(PJ 以前)の特種用途自動車である。</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>ベースライン排出量: 廃食用油を原料とした BDF が利用されず、これまでと同じ化石燃料(軽油)の使用を想定している。本 PJ の BDF 使用量は精度管理された計測器を使用したパターン A-1(購買量)で把握した。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>プロジェクト排出量:PJ 排出量には「按分係数」を採用しており、[(按分係数 = 本 PJ の BDF 使用量 / (総 BDF 製造量 - 自家消費 BDF 量)] 自家消費量の把握には燃費法を用いて算出した。また、BDF 使用車両である塵芥車の同燃費測定には、実燃費(走行距離/燃料使用量)を採用し、モニタリング・ポイント(P9-1~4)として設定した。それ以外の燃費はデフォルト値とした。</p> <p>電力使用量及びメタノール使用量は、パターン A(購買量)で把握し、廃油回収頻度(回数)は記録簿・伝票によるパターン B(実測)、給油頻度(回数)は購買伝票によるパターン B(実測)、給油所への運搬頻度(回数)は記録簿によるパターン C(概算)とした。</p> <p>BDF 総生産量は、精度管理された計測器を使用したパターン B(実測)により把握した。また、「按分係数」に係る算出は、すべてパターン C(概算)となり、ルート距離(廃油回収及び給油所運搬、あるいは給油のための運行)はすべてインターネット検索によるパターン C(概算)となる。</p> <p>なお、期間ごと(先行導入車両および後発導入車両)の把握のため、各モニタリング・ポイントの増加および修正は、軽微な変更であり、モニタリングそのものや算出には影響しない。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論 E004 にすべて準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】 BDF 使用量に係るモニタリングは、PJ 事業者である株木下カンセーが担当し、BDF の製造および廃油回収に係るモニタリングは PJ 参加者である油藤商事(株)、(株)江洲石油が担当している。上記体制のための構築をして、データ取り纏めや承認は、各々社内での役職者が担当する。又、内部監査は取りまとめや承認者と重複しない者(あるいはチーム)にて実施する。</p> <p>【QA / QC 体制】 (株)木下カンセーは ISO の環境マネジメントシステム、油藤商事(株)、(株)江洲石油はエコアクション 21 を基に、「教育訓練」「情報保管」「データ確認」「BDF 取扱いの原則」「業務の流れ」等、各項目にて品質保証・管理を実施し、また内部監査も年 2 回実施する。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし。</p>
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし。</p>

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.4.0					
適用方法論		方法論番号	E004 ver.7.2				
		方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2010年 10月 1日 ~ 2012年 4月 30日					
< 方法論R001・R002・R003のみ >							
モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂			10.5	47.9	2.90	61
認証依頼削減・吸収量		61 t-CO ₂ ³					

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>[ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名]</p> <p>事業者名: <u>株式会社木下カンセー</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、 に燻を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>ホームページ ホームページ URL: _____ 出版物 (環境報告書/定期刊行物) その他 具体的に: _____</p> <p>現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p>以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____ その他 具体的に: _____</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上